

株式会社りそな銀行

公表日：2021年9月30日

りそな SX フレームワークローン

ESG 推進室

担当アナリスト：宇佐見 剛

格付投資情報センター（R&I）は、りそな銀行が策定した融資フレームワーク「りそな SX フレームワークローン」を評価対象として次の内容についてオピニオンを提供する。融資フレームワークについて「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」¹及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」²に対して総合的に評価した。オピニオンの構成は次の通り。

■ オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. りそな銀行の「りそな SX フレームワークローン」推進に係るサステナビリティ方針
3. 「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する整合性について
 - (1) KPI の選定
 - (2) SPT の設定
 - (3) ローン の特性
 - (4) レポーティング
 - (5) 検証
4. まとめ

¹ ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

² 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

りそなグループは国内における人口減少・高齢化の進展や急速なデジタル化、顧客の行動多様化の継続などの不可逆的な社会構造変化を認識している。加えて新型コロナウイルス感染症の世界経済に与える影響や国内における人の移動制限による消費停滞、社会的制限による生産活動の停止など、経済に対する大きな影響から、中長期的に環境・状況変化が起こり得ることを想定している。そのような中、中長期的に目指す姿として『「持続可能な社会への貢献」と「自らの持続的な成長」の両立』を2030年の中長期的なビジョンに設定している。ビジョンの実現に向け2020年度からの中期経営計画において顧客における社会的課題を起点に様々な「共鳴」を通じて新たな価値を提供する「レゾナンス・モデルの確立」³を基本方針に定めた。

基本方針のもと、カーボンニュートラルの実現へ向けた動きやSDGsの取り組みに対する動きを踏まえ、メインの顧客層である中堅・中小企業において、サステナビリティ・トランスフォーメーション(SX)を促す必要性があると認識している。顧客におけるSXを促す貸出商品を「リテール・トランジション・ファイナンス」と位置づけ、「りそなSXフレームワークローン」を新たに設定した。

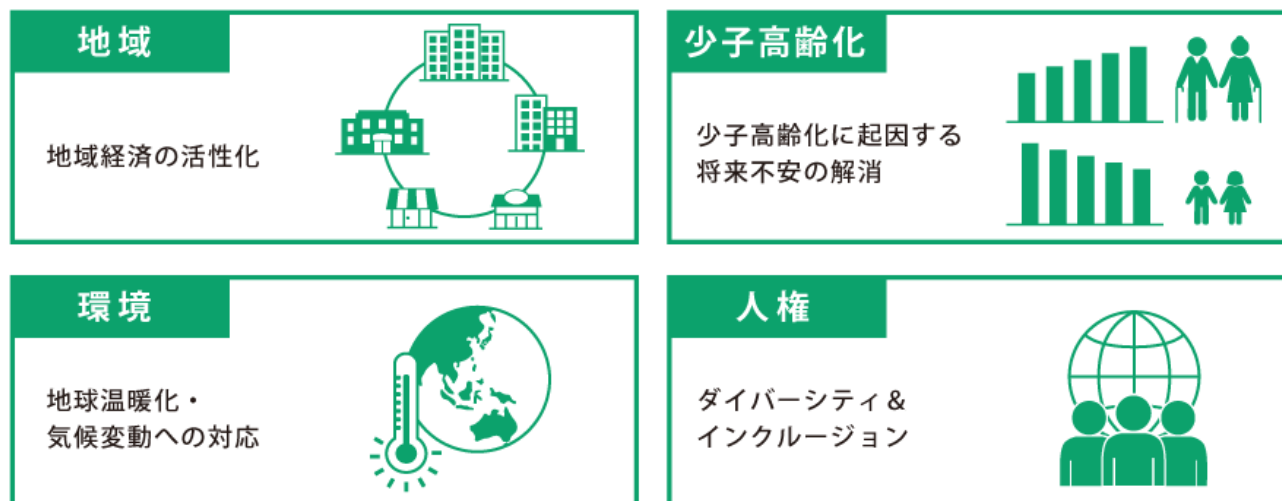
「りそなSXフレームワークローン」は「サステナビリティ・リンク・ローン原則」に従いながら、中堅・中小企業向けにパッケージ化した枠組みとして設定されている。

R&Iは本フレームワークが国内外で策定されているサステナビリティ・リンク・ローンに係る原則・ガイドラインに対する整合性⁴について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

2. 「りそなSXフレームワークローン」推進に係るサステナビリティ方針

りそなグループは持続可能な社会の実現に向けて、2018年11月に優先的に取り組むべき環境・社会における4つの重点課題(マテリアリティ)と6つのコミットメントからなる「2030年SDGs達成に向けたコミットメント」を公表した。

4つの重点課題



[出所：りそな銀行 Web ページ]

³ レゾナンス (Resonance)：共鳴

⁴ フレームワークの骨格や考え方や業務プロセスを確認し、整合的であるかどうかについての意見である。

2030年SDGs達成に向けたコミットメント

■地域

- 1-1 環境・社会課題をテーマとした建設的な対話等により、お客さまとともに持続可能な社会の実現を目指します。
- 1-2 企業のスタートアップ支援や成長支援、社会インフラの効率運営のサポート等を通じて、地域経済の活性化、暮らしやすい街づくりに貢献します。
- 1-3 誰もがいつでもどこでも簡単に利用できる、先進的な金融サービスの提供を通じて、社会や暮らしの利便性向上に貢献します。

■少子高齢化

- 2-1 金融コンサルティング、金融経済教育等の金融リテラシー向上の取り組みを通じて、将来に向けた資産の形成、承継をサポートし、生涯にわたる生活の質の向上に貢献します。

■環境

- 3-1 再生可能エネルギーの利用促進、温室効果ガス排出量の削減等、社会全体の環境負荷低減に積極的に取り組み、低炭素・循環型社会の実現を目指します。

■人権

- 4-1 人権や多様性を尊重し、誰もが仕事も生活も充実させ自分らしく活躍できる社会づくりに貢献します。行は地域の社会・環境課題を5つの重点課題に特定して様々な取り組みを推進している。

[出所：りそな銀行 Web ページ]

上記のコミットメントに続き 2021年6月に3つの「サステナビリティ長期目標」を策定した。このうち1番目に掲げた「リテール・トランジション・ファイナンス目標」は、コミットメントに示した4つの優先課題すべてと関連がある。大企業を中心としてカーボンニュートラルやSDGsへの取り組みが加速している中、サプライチェーン等を通じて中堅・中小企業にも影響が広がりつつある。中堅・中小企業はそれぞれに規模や業種、経営資源が異なるうえ足腰が必ずしも強くなく、SXに取り組みたい意志を持つ企業であっても、大企業とは異なる支援やサポートが必要である。りそな銀行にとって顧客の大きな部分を占める中堅・中小企業に対してSXを促すことは、中長期的なビジョンの実現に資する。

顧客の意識・行動のトランジションを促すファイナンスとしては、サステナビリティ・リンク・ローン(SLL)が有力な方法の1つである。SLLは企業がサステナビリティ戦略に基づくKPIに対して野心的な数値目標であるサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)を設定し、企業のサステナビリティの改善と持続可能な社会に資する取り組みをファイナンススキームにおけるインセンティブ設計をもって促進するものである。さりとて中堅・中小企業はリソースに限りがあり、容易に取り組むことができるものでもない。大企業を中心に組成されているSLLを中堅・中小企業が取り組めるようパッケージ化して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」に整合的な融資フレームワークとして「りそなSXフレームワークローン」を設定した。

りそな銀行は「りそなSXフレームワークローン」を中堅・中小企業におけるSXを促進することを目的として設計しており、りそなグループの中長期的なビジョンの実現に資する取り組みである。また、サステナビリティ長期目標である「リテール・トランジション・ファイナンス目標」の達成へ向けた取り組みの1つとして明確に位置付けられる。また、国内外の原則・ガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成に整合的である。

3. 「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する整合性について

りそな銀行はフレームワークによる「りそな SX フレームワークローン」を「サステナビリティ・リンク・ローン原則」および環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」と整合的であるとしていることから、R&Iはガイドラインにおける確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を中心にサステナビリティ・リンク・ローンの5要素について評価した。

(1) KPIの選定

① 設定される KPI

KPIは当該企業のCSR戦略に位置づけられている、または位置づけられるものとして設定されることがフレームワークでは求められている。CSR戦略とは、サステナビリティに関する包括的な目標、戦略、方針及びまたはプロセスを含むものであり、KPIはこれらと関連付けられることが求められている。

フレームワークにおいてどのような中堅・中小企業にも取り組めるよう選択可能なKPIを原則として類型化している。

- A) 温室効果ガス排出量の削減率
- B) 再生可能エネルギーの使用率
- C) 男性の育児休暇取得率の向上
- D) 第一子出産前後の女性の継続就業率の向上
- E) 容器包装廃棄物のリサイクル率の向上
- F) 事業系食品のロス量削減率
- G) 上記以外の個別設定

これらのKPIは環境・社会両面のサステナビリティに関する指標であるとともに、多くの企業にとって自社のサステナビリティに係る指標であることから、類型化により対象となる企業にとって適切なKPIが選択することを妨げるものではない。また、企業はサステナビリティに係る取り組みを推進するためには自らKPIを測定することが必要であり、測定可能な企業であることを条件として設定している。

② KPIの重要性

りそな銀行はサステナビリティに係る取り組み及び理解について様々な段階にいる企業を幅広く対象とすることを想定しており、適切なKPIの選定はりそな銀行が伴走して行う。始めに企業の既存事業や将来像をSDGsと関連付けることで重要課題を特定し、事業活動における取り組みが重要課題の解決に貢献していることが判断できるKPIを定めるものとして設定されている。

これらの流れは、営業店が中心となって企業とコミュニケーションしたうえでエントリーシートを作成し、コーポレートビジネス部がKPIの重要性等に係る要件を確認するプロセスをとっている。企業と直接対話する営業店が中心となることで、企業の持続可能性に係る取り組みを整理し、その結果を本部であるコーポレートビジネス部が確認することで客観的な判断を可能とする。また、りそな銀行はSXを企業へ促すことがフレームワークの本質としており、適切な営業体制を敷く必要性を認識している。「e-learning」の実施等により本商品並びにサステナビリティ・リンク・ローンに関する知識を習得した人員が営業する形で設定されている。

(2) SPT の設定

① SPT の概要

フレームワークにおいて SPTs は野心的かつ有意義なものとして設定されることが求められている。一方、主な対象顧客は中堅・中小企業であり、このような SPTs を設定することは容易ではないことが想定される。そのような企業が適切な SPTs を設定できるよう、りそな銀行が主体的に伴走するためのプロセスを採用している。

SPTs は企業の中核的かつ重要な事業領域のサステナブルな取り組みにおける数値目標と位置づけられており、中長期的な取り組みを前提としている。一方、本スキームの SPTs に係る設計は 3 年となっており、融資期間と同じかもしくは短期間となっている。特定した KPI に対して意欲的な中長期的な目標を設定し、融資実行から 3 年間へ向けてバックキャストिंगすることで SPTs を設定するプロセスである。

② SPT の野心性

SPTs の野心性はいくつかの観点から判断される。

- A) 国際的な基準や国が求める目標などに沿っているか
- B) 業界団体が求める目標に沿っているか
- C) 野心性が認められるための客観的に判断できる材料が存在するか

A) 及び B) の観点は原則やガイドラインが求める野心性に係る判断と同様である。C) については同業他社の情報や対象となる企業の過去実績を材料として客観的に判断するものであり、原則やガイドラインの観点と同様と整理される。

③ SPT の達成手段と不確実性要素

フレームワークはサステナビリティな取り組みをこれから始める企業も対象としており、単独での達成手段の構築が容易ではない場合も想定される。りそな銀行はフレームワークの適用にあたり、優先課題・KPI・SPTs の設定のプロセスを通じて、企業のサステナブルな取り組みの経営への組み込み、及び企業の持続可能な発展へ積極的に関与することとしており、その過程において SPT の達成手段や不確実性が洗い出されるものと考えられる。

④ SPT の妥当性

SPTs の野心性・有意義性は KPI と同様に営業店が作成するエントリーシートに基づきコーポレートビジネス部によって判断される。原則やガイドラインは KPI・SPTs の適切性は外部レビューを取得するべきもしくは内部の専門知識を文書化したものを企業は提供すべきことを求めている。フレームワークの体制はりそな銀行内で SPT の妥当性が判断されることから、いずれにも該当性はないが、対象となる企業が中堅・中小企業であり SX を促すことが目的であること、及び企業との直接対話がない本部組織であるコーポレートビジネス部が判断することなどから、原則・ガイドラインの要件に整合的な SPTs が設定される体制があると考えられる。

(3) ローンの特徴

フレームワークにおいてファイナンススキームのインセンティブ設計により SPTs の達成を促す仕組みが必要であることが示されている。インセンティブ設計はフレームワークに基づいて組成されるローンの金利を対象とせず、継続的にフレームワークを活用して次回組成する際の融資手数料を対象企業にとってのインセンティブを考慮しながら半額までの間で免除するものである。

このインセンティブ設計は組成されるローンを対象としたものではないことから、原則やガイドラインが求める要件に直接的には該当しないと考えられる。また、融資手数料は定額であることから融資金額が大きい場合、インセンティブが相対的に低下することが想定される。しかしながら、フレームワークを活用しようとする企業は KPI を設定し SPTs を意欲的に達成しようとする企業であり、その事業をサステナブルなものとするとともに社会の持続可能性へ貢献する意思を持っている。りそな銀行はこのような企業に対して伴走することにより、中長期的にサステナビリティ経営を促すことを意図している。1 回の融資でこれらの取り組みが完了することを想定する企業はそもそもフレームワークを利用する対象企業とはならないことから、企業がサステナビリティな取り組みを続けるためのインセンティブ設計を求める原則・ガイドラインの考え方とは整合的な仕組みと考えられる。

(4) レポーティング

フレームワークにおいてレポーティングは年に一度、企業の決算期の値をもって SPTs の達成状況を確認するものとして定められている。企業は客観的な判断可能なエビデンスの提出を求められる。りそな銀行は所定の書式により受領し、報告書を作成及びシステム上での管理を行う。情報の公開は特段求められない。

原則では公開は「べき事項」ではないが、ガイドラインにおいてはサステナビリティ・リンク・ローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしている。りそな銀行は個別ローンに関して第三者評価を取得しないことから、フレームワークによるローンは原則やガイドラインに適合した SLL ではないことを企業に説明することとしている。したがって、ガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

(5) 検証

フレームワークではりそな総合研究所がレビューを実施する第三者として指定されている。企業からのレポーティングとりそな総合研究所からの「SPTs 達成状況確認書」により、SPTs の達成状況を確認する体制としている。りそな銀行がフレームワークを運営するにあたり適切と考える検証フローが採用されていると判断できる。検証結果について外部公表はされないが、レポーティングと同様の整理ができる。

4. まとめ

評価対象の「りそな SX フレームワークローン」はサステナブル経営を行っている／行おうとしている主に中堅・中小企業を対象として、SX を広く促すことを目的として設定されている。対象企業にはサステナビリティに取り組む意志があることを求め、規模や業種を問わずフレームワークの活用が可能なものと設計されている。フレームワークに第三者評価を取得することで、幅広い顧客へ原則やガイドラインと整合的な融資スキームによるサステナビリティファイナンスの機会を提供することを目的として策定された。サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021 および環境省ガイドラインの「べきである」事項及び SLL の定義について整合性を評価した。KPI・SPTs の設定は原則・ガイドラインが求める方法に従ったものであることを確認した。KPI・SPTs の妥当性についての第三者検証やレポーティングにおける情報公開に関しては、原則・ガイドラインとの適合性はいえないものの、整合的な考え方のもと設計されていると判断できる。以上より評価対象は、原則・ガイドラインに整合的である。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。